

公 共 事 業 の 事 業 評 価 書

（ 農 業 農 村 整 備 事 業 等 補 助 事 業 の 完 了 後 の 評 価 ）

平成19年 3 月

農 林 水 産 省

1 評価の対象とした政策

総事業費10億円以上の事業完了地区のうち、事業完了後おおむね5年を経過した地区について、事業主体から協力を得られた地区を対象として評価を実施した。

事業名	評価実施地区数
かんがい排水事業	15
ほ場整備事業	27
土地改良総合整備事業	11
畑地帯総合整備事業	11
畑地帯開発整備事業	5
農道整備事業	12
農業集落排水事業	25
農村総合整備事業	17
農村振興総合整備事業	4
農村環境整備事業	1
中山間総合整備事業	11
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	11
農地防災事業	12
農地保全事業	3
農村環境保全対策事業	6
海岸保全施設整備事業（農地）	1
海岸環境整備事業（農地）	3
草地畜産基盤整備事業	4
畜産環境総合整備事業	4
合 計	183

2 評価を担当した部局及びこれを実施した期間

本評価は、地方農政局等（北海道にあっては農村振興局及び生産局、沖縄県にあっては沖縄総合事務局。以下同じ。）において、平成18年4月から平成19年3月までの期間に実施した。

事業ごとの評価担当及び各地方農政局における担当窓口は、（別添3）に示すとおりである。

3 評価の観点	
本評価に当たっては、必要性、効率性及び有効性の観点から、事業の目的や内容が妥当であったか、事業の実施により費用に見合った事業効果の発現が認められたか、事業計画に対する達成状況はどうか等を点検し総合的に評価を実施した。	
4 政策効果の把握の手法及びその結果	
事業の政策効果については、事業地区ごとの評価結果を点検し、農村振興局及び生産局において（別添１）のとおり取りまとめた。 なお、事業地区ごとの政策効果については、地方農政局等が事業主体から提供された資料等に基づき、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化、事業効果の発現状況、事業により整備された施設の管理状況、事業実施による環境の変化、社会経済情勢の変化等の項目に基づき把握した。	
5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	
事業地区ごとの評価に際しては、地方農政局等ごとに学識経験者で構成する事業評価第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）を設け、専門的見地からの意見を聴取し、客観性及び透明性の確保を図った。 事業ごとの第三者の意見については、（別添１）のとおりである。 各地方農政局等の第三者委員会の構成は、（別添２）のとおりである。 なお、第三者委員会の議事概要等については、地方農政局等のホームページにおいて掲載している。	
6 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	
本評価結果を取りまとめるに際して使用した、地方農政局等が作成した事業地区ごとの評価結果、事業主体から収集した資料等の閲覧及び問い合わせ先については、（別添３）に示すとおりである。	
7 評価の結果	
本評価の対象とした事業地区ごと及び事業ごとについて評価を実施したところ、事業の内容がおおむね妥当であるとともに、事業目的に応じた効果の発現が認められたところである。	

農業農村整備事業等事後評価結果

事業名	かんがい排水事業	対象地区数	15地区
[評価結果] ○ 安定的な用水供給機能及び排水機能の確保の必要性や、施設の老朽化に伴う機能低下や維持管理費の増大の問題があり、本事業により用排水路の新設・更新を行うことの必要性が認められた。 ○ 農業用排水施設の新設・更新を行うことにより、用水不足の解消、農業用水の合理的配分、排水条件の改善、維持管理の負担の軽減などが認められ、これに伴い農業経営の安定化、農業構造の改善が進展しているなどの効果が認められる。 ○ 新設したため池に水鳥が飛来するといった自然環境への貢献や、湛水被害の減少による地域住民の生活環境の改善などの効果も認められた。 ○ このように、事業の必要性・有効性が確認されており、引き続き本事業の目的に即し事業を推進していくことが農業の持続的発展と食料の安定供給を図るために必要である。 ○ 今後は本事業に加え、農家の高齢化に伴い、整備された農業水利施設を継続的に維持管理するための農家と地域住民が一体となった管理体制を築いていくなどの対策が求められる。			
[第三者の意見] ○ 本事業の実施により、安定的な用水供給が確保され、的確な送水管理により継続的な営農に寄与している。 ○ 本事業の実施を通じて、ほ場の排水条件が改善され、湛水被害の軽減や水田の汎用化などの効果が確認された。 ○ 整備された用水施設の適正な管理によって農業用水の水質が保全され、その水が農地や河川を循環して農家も含めた地域住民の生活環境にも寄与しているなどの波及的な効果についても評価することが必要と考える。 ○ 農家と地域住民が一体となった施設管理に関する事業の在り方の評価としては、例えば、草刈りや清掃がしやすい水路構造にするなど 地域住民が維持管理に参加しやすい施設整備をしていくことの必要性を整理することが望ましい。 ○ 今後、農業従事者の高齢化に対応した管理体制の検討が重要である。			

農業農村整備事業等事後評価結果

事業名	ほ場整備事業	対象地区数	27地区
[評価結果] ○ 区画整理、農道、農業用排水施設や暗渠排水等の整備による水田の汎用化・乾田化が図られたことに伴って、水稻以外の農作物の生産が可能となるなど地域の営農ビジョンに即した農業経営が可能となった。 ○ 事業を契機に地域の合意形成が図られたことによって、農業生産法人等地域の実情に即した多様な担い手の育成・確保や担い手への農地の利用集積が図られた。 ○ 区画整理、農道、農業用排水施設や暗渠排水等の整備によって、担い手の求める条件を有した農地が地区内に確保されたことに伴って農地に対する担い手のニーズが高まり、耕作放棄地の発生が防止されるなど農地の有効利用が図られた。 ○ 区画整理によるほ場の大区画化及び農業用排水施設、暗渠排水等の整備による水田の汎用化・乾田化や農道の整備によって大型農業用機械の導入が可能となり、営農活動における作業効率の向上が図られた。 ○ 農業用排水施設の整備による用排水路の維持管理に要する労働力や労働時間の節減、区画整理や農道の整備による営農活動及び農作物の流通に要する時間の短縮が図られたことに伴って効率的かつ効果的な農業経営が可能となった。 ○ 基盤整備の実施に伴う農業生産性の向上とともに、担い手の育成・確保や担い手への農地の利用集積が図られたことによって地域農業構造の再編が図られた。			
[第三者の意見] ○ 事後評価結果は、妥当である。 ○ 農地の条件整備がなされたことに伴って、農業生産性の向上が図られるとともに、水田における多様な農作物の作付けの推進、担い手の明確化、担い手への農地の利用集積による経営規模の拡大など事業の目的に即した効果の発現が認められた。 ○ 計画に見込んだ効果の発現や未発現の要因を十分検討できるよう、更に評価方法を検討することが必要である。			

農業農村整備事業等事後評価結果

事業名	土地改良総合整備事業	対象地区数	11地区
[評価結果] ○ 農業用排水施設、暗渠排水等の整備による水田の汎用化・乾田化に伴って、水稻以外の農作物の生産が可能となるなど地域の営農ビジョンに即した農業経営が可能となった。 ○ 事業を契機に地域の合意形成を図ることによって、農業生産法人等地域の実情に即した多様な担い手の育成・確保や担い手への農地の利用集積が図られた。 ○ 農業用排水施設や暗渠排水等の整備によって、担い手の求める条件を有した農地が地区内に確保されたことに伴って農地に対する担い手のニーズが高まり、耕作放棄地の発生が防止されるなど農地の有効利用が図られた。 ○ 農業用排水施設、暗渠排水等の整備による水田の汎用化・乾田化や農道の整備によって大型農作業機械の導入が可能となり、営農活動における作業効率の向上が図られた。 ○ 農業用排水施設の整備による用排水路の維持管理に要する労働力や労働時間の節減、農道の整備による営農活動及び農作物の流通に要する時間の短縮が図られたことに伴って効率的かつ効果的な農業経営が可能となった。 ○ 基盤整備の実施に伴う農業生産性の向上とともに、担い手の育成・確保や担い手への農地の利用集積が図られたことによって地域農業構造の再編が図られた。			
[第三者の意見] ○ 事後評価結果は、妥当である。 ○ 農地の条件整備がなされたことに伴って、農業生産性の向上が図られるとともに、水田における多様な農作物の作付けの推進、担い手の明確化、担い手への農地の利用集積の推進など事業の目的に即した効果の発現が認められた。 ○ 計画に見込んだ効果の発現や未発現の要因を十分検討できるよう、更に評価方法を検討することが必要である。			

農業農村整備事業等事後評価結果

事業名	畑地帯総合整備事業	対象地区数	11地区
[評価結果] ○ 事業により畑地の総合的な整備がなされ、生産性の高いほ場条件が整備され、営農経費が節減されたことで、高収益作物生産への転換、担い手の経営規模の拡大などが実現し、農業生産の増大や農業経営の安定化が図られている。 ○ 耕作放棄地が抑制されることで優良な農業生産基盤が確保され、更に農道の整備などにより住民の生活環境の改善に資するなどの効果も認められた。 ○ 高収益作物の導入に伴い流通・加工部門との連携も行われるようになり、地域の活性化に繋がるなどの効果も認められた。 ○ 今後は、担い手の高齢化の進行などを踏まえ、造成された施設の維持管理を適切に行っていくことが重要である。 ○ 畑地かんがい等に係る基盤整備と併せ、産地づくりや地域ブランドの確立等の地域の実取組を促進するための営農面や産地の体質強化などの支援施策の導入が望まれる。 ○ 畑地帯の実態に即し、農業生産性の向上、農作業効率の向上及び経営規模の拡大を図るためには、畑地に係る農業生産基盤の整備を総合的に実施することのできる本事業を今後も計画的に実施していく必要がある。			
[第三者の意見] ○ 事業の実施により生産性の高い施設野菜等の導入や担い手農家への農地集積が増加するなどの効果が認められる。 ○ 本事業の実施により、営農労力の節減と排水被害の軽減が図られ、作付けの多様化が進んでいる。 ○ 畑地かんがいに伴う野菜の作物生産に関わる評価において、干ばつの際の価格の高騰による収益の変化を検討してみることも必要と考える。 ○ 畑地かんがい排水施設の改修や農道整備により、畑作大規模農家(担い手農家)の育成に成功していることは、高く評価できる。また、耕地利用率が極めて高く、未利用地が皆無であることも高く評価できる。 ○ 今後は、都市への市場出荷とともに、地元市場やファーマーズ・マーケットなどへの出荷など地元地域に貢献する農業産地としての展開が望まれる。 ○ 農産物価格の低下など農家経済をめぐる最近の情勢を踏まえ、生産コストの更なる低減など、今後、さらに、事業効果を高めるための取組が望まれる。 ○ 本事業の実施に当たっては、農業生産の将来展望を踏まえつつ、農業者の営農意向や営農活動の進展と一体化された事業の推進が望まれる。			

農業農村整備事業等事後評価結果

事業名	畑地帯開発整備事業	対象地区数	5 地区
[評価結果] ○ 農地造成による経営面積の拡大及び農道、用排水施設等の整備による既耕地の営農経費の節減により、農業所得の増加、経営の安定が図られる等、地域農業の振興に寄与している。 ○ 造成農地では、新たな作物栽培の取組がなされるなど、作付作物の選択枠の拡大が図られた。 ○ 畑地かんがいを利用した園芸作物の導入が図られ収入の増加に繋がるなど効果を上げている。 ○ 農道の整備により農産物の流通の効率化、荷傷みの防止等の効果が認められる。 ○ 農道、農林地一体道路の整備により、集落間の通行が改善され、農林業だけでなく、一般交通の利便性も向上した。 ○ なお、農業を取り巻く社会情勢の変化等により、平成11年度以降に新規着工した地区はない。			
[第三者の意見] ○ 本事業の実施により、土地利用型の作物や畑地かんがいを利用した園芸作物の導入が図られるとともに、農道の整備により、農産物流通の効率化や生活利便性が向上するなどの効果が認められる。 ○ 畑地かんがい施設が整備されている有利性を活かし、より効果が認められる作物の生産拡大が望まれる。			

農業農村整備事業等事後評価結果

事業名	農道整備事業	対象地区数	12地区
[評価結果] ○ 農産物輸送に係る車両の大型化、輸送時間の短縮など農産物の輸送の効率化が図られている。 ○ 農産物輸送時の荷傷みが軽減され、農産物の品質の向上が図られている。 ○ 通作時間の短縮が図られている。 ○ 大型農業機械の導入が進み、農作業の効率化に寄与している。 ○ 通勤や通学などの生活道路としても利用され、地域住民の利便性の向上に寄与している。			
[第三者の意見] ○ 事後評価結果は、妥当である。 ○ 本事業は、直売所等への農産物の出荷や農道沿いの各種施設への利便性の向上に貢献している。 ○ 本事業の実施を契機として主要農産物の集出荷体系が改善されるとともに、直売所の設置が図られたことにより、農産物の出荷量と販売額が増加している。また、都市と農村との交流が促進されている。 ○ 本事業の実施により、農産物輸送の効率化が図られ、地域住民の交通の利便性が向上するなどの事業効果の発現が認められる。			

農業農村整備事業等事後評価結果

事業名	農業集落排水事業	対象地区数	25地区
[評価結果] ○ 事業の実施により、農業用水の水質が改善されるとともに公共用水域の水質改善が図られている。 ○ トイレの水洗化や台所等の水回りの整備により、農村生活の快適性や利便性及び集落周辺の生活環境が向上したとの評価が得られている。 ○ 処理施設から発生する大部分の汚泥は、堆肥化された後、農地に還元されるとともに、処理水が農業用水として再利用され、循環型社会の構築に貢献している。 ○ 農業用水の水質が改善され、農業被害の軽減により農業生産性が向上するとともに、農業用排水施設の維持管理作業の軽減が図られている。			
[第三者の意見] ○ 事業の実施により、農業用水の水質が改善されるとともに、公共用水域の水質保全に寄与するなどの効果が認められる。 ○ 水洗化や水回りの整備により、生活環境の改善などの効果の発現が認められ高く評価できる。 ○ 処理施設から発生する汚泥や処理水の再利用により、資源循環の推進にも貢献している。 ○ 本事業は農村地域における基礎的な定住条件の確保に資するものであり、積極的な事業推進が必要であるとともに、一部の地区では水洗化率の更なる向上のための対策が望まれる。			

農業農村整備事業等事後評価結果

事業名	農村総合整備事業	対象地区数	17地区
[評価結果] ○ ほ場整備や農道整備などの農業生産基盤の整備により、担い手農家や生産組織の増加、経営規模の拡大などが図られている。 ○ 農業集落道や農業集落排水施設の整備により安全性、利便性及び衛生面の向上が図られるとともに、農村公園や環境改善センターなどの整備により、交流の場が確保され、地域の活性化が図られ、活力ある農村地域の形成に寄与している。			
[第三者の意見] ○ 本事業の実施により、ほ場、農道、農業用排水施設等が総合的に整備され、農作業の省力化等農業生産性の向上が図られている。また、農業集落道や集落防災安全施設等の整備により、地域の安全性の向上及び生活の利便性が図られている。 ○ 農家と地域住民が一体となった施設管理に関する事業の在り方の評価としては、例えば、草刈りや清掃がしやすい水路構造にするなど地域住民が維持管理に参加しやすい施設整備をしていくことの必要性を整理することが望ましい。 ○ 生産環境が整備された生産条件を引き継ぐ担い手の本格的な育成・確保が望まれる。 ○ 農業集落や限界集落の保全が重要課題となっており、今後とも関係機関との連携を図りながら本事業の積極的な取組が望まれる。			

農業農村整備事業等事後評価結果

事業名	農村振興総合整備事業	対象地区数	4地区
[評価結果] ○ 農業生産基盤の整備により、農業生産性の向上、農作業の効率化といった効果の発現が見られる。 ○ また、農村生活環境基盤の整備により、生活環境の改善、地域交流及び都市と農村との交流の場の確保等がなされ、快適で利便性の高い農村社会づくり、景観を活かした魅力ある農村地域づくりができ、地域の活性化・定住化の促進が図られている。			
[第三者の意見] ○ 事業の実施により、農業生産基盤の整備に伴う生産性の高い安定した農業の展開と、農村生活環境の整備に伴う農業集落の生活環境の改善が図られるなどの効果が認められる。 ○ 農業集落や限界集落の保全が重要課題となっており、今後とも関係機関との連携を図りながら、本事業の積極的な取組が望まれる。			

農業農村整備事業等事後評価結果

事業名	農村環境整備事業	対象地区数	1地区
[評価結果] ○ 事業により整備された施設については、住民の利便性及び安全性並びに景観形成の向上が図られるなど、一定の効果が認められる。			
[第三者の意見] ○ 事業の実施により、農業水利施設の安全性の向上や良好な景観形成が図られるなどの効果が認められる。 ○ 事業で整備したため池については、農業用水源としてのみならず、地域の貴重な水辺空間として更なる活用が望まれる。			

農業農村整備事業等事後評価結果

事業名	中山間総合整備事業	対象地区数	11地区
[評価結果] ○ 農業用排水路、農道、ほ場整備等の生産基盤の整備が実施されたことにより、農作物の単収増、農作業の効率化・省力化、農作物の品質向上等が図られている。 ○ 農業用排水路、ほ場整備等の一体的な農業生産基盤の整備によって、維持管理労力の節減等が図られ農業生産条件が不利な地域における農業生産活動の維持に寄与している。 ○ ほ場整備、農道整備等の実施を通じて作業受委託等による農地の利用集積が進み、営農の効率化・近代化が図られている。 ○ ほ場整備や客土・暗渠排水の整備が実施されたことにより、耕作放棄地の発生が抑制され効率的な農地の利用が図られている。 ○ 用排水施設、農道及びほ場整備の実施により特産品の高付加価値化が図られている。 ○ 活性化施設、市民農園、農村公園等の整備により地域内外の交流拠点が整備されるとともに、集落道等の整備によりアクセス道が確保がされたことで、地域住民間及び都市と農村間の交流が図られている。 ○ 農業集落道等の整備により、緊急車両や地域住民の通勤・通学の交通が確保されるとともに、営農飲雑用水の整備による安全で衛生的な飲料水の確保及び防災安全施設の整備による防火水槽の確保がなされることで、日常生活の安全性及び利便性が向上し、生活環境の改善が図られている。 ○ 農業生産条件の不利な地域における農業生産基盤と農村生活環境の一体的な整備が実施されていることにより、地域の農業・農村の活性化に寄与している。			
[第三者の意見] ○ 本事業の実施を通じて、農業生産条件の不利な地域での農業生産性の向上や生活環境の整備による都市住民との交流機会の増加などの効果の発現が確認された。 ○ ほ場の区画の拡大、農道の整備等が行われ、農業生産性の向上、維持管理の軽減が図られている。また、担い手の確保に寄与するとともに、中山間地域の課題である耕作放棄地の防止や優良農地の確保などの波及効果も認められる。 ○ 今後、農産物の生産から販売までの一貫した農業施策の展開が必要であり、本事業の積極的な展開が望まれる。			

農業農村整備事業等事後評価結果

事業名	農林漁業用揮発油税財源身替 農道整備事業	対象地区数	11地区
[評価結果] ○ 農産物輸送に係る車両の大型化、輸送時間の短縮など農産物の輸送の効率化が図られている。 ○ 農産物輸送時の荷傷みが軽減され、農産物の品質の向上が図られている。 ○ 通作時間の短縮が図られている。 ○ 大型農業機械の導入が進み、農作業の効率化に寄与している。 ○ 通勤や通学などの生活道路としても利用され、地域住民の利便性の向上に寄与している。			
[第三者の意見] ○ 事後評価結果は、妥当である。 ○ 本事業の実施により、ほ場までの移動や農産物の集出荷の効率化が図られるとともに、地域住民の交通の利便性が向上するなどの事業効果の発現が認められる。			

農業農村整備事業等事後評価結果

事業名	農地防災事業	対象地区数	12地区
[評価結果] ○ 事業の実施により、農地、農業用施設、公共施設等への被害はなく、農業生産の維持、農業経営の安定化と併せて国土の保全に寄与している。 ○ 事業により整備された施設は、施設管理者である土地改良区、市町村等により適切に管理されている。 ○ 維持管理費が軽減されるとともに農業用水の安定供給が図られるなど、安定的な営農が営まれている。			
[第三者の意見] ○ 湛水被害が大幅に解消され、また、水田転作が可能になったことは高く評価できる。 ○ 近年の台風豪雨において十分な洪水調整機能が発揮され、地域の安全性向上に貢献した。また、水辺空間の有効利用により、コミュニティ活動の促進や地域外の人との交流促進など、多面的機能の発揮に貢献していると認められる。 ○ ため池において、利活用施設の適切な維持管理を確保するため、地域全体の合意形成、体制整備及び役割分担を明確にすることが重要である。 ○ 各事業（地区）の目的に沿った項目ごとに評価結果を整理するなど、より適正かつわかりやすい評価方法とすること。 ○ 計画で見込んだ効果の発現や未発現の要因を十分検討できるよう、更に評価方法を検討することが必要である。			

農業農村整備事業等事後評価結果

事業名	農地保全事業	対象地区数	3 地区
[評価結果] ○ 事業実施後は地すべりを起因とした災害が発生しておらず、農業生産の維持に貢献している。 ○ 周辺住民の住居、生活道路、水道等の生活環境基盤へも防災効果を発揮しており、地域住民の安全・安心な生活の確保に寄与している。 ○ 排水路の整備、ほ場整備等により、農地の侵食が防止され、また、大型機械の導入が可能となり、かんしょの作付増加や茶等の生産性の向上が図られている。			
[第三者の意見] ○ 事業完了後に発生した豪雨や地震においても地すべり被害は生じておらず、事業評価結果は妥当と認められる。 ○ 事業の実施により降雨による農地侵食が防止され農業生産性の向上が図られるとともに、地域住民間の交流や地域活動の活性化に寄与するなどの効果が認められている。 ○ 計画で見込んだ効果の発現や未発現の要因を十分検討できるよう、更に評価方法を検討することが必要である。 ○ 各事業（地区）の目的に沿った項目ごとに評価結果を整理するなど、より適正かつ分かりやすい評価方法とすること。			

農業農村整備事業等事後評価結果

事業名	農村環境保全対策事業	対象地区数	6 地区
[評価結果] ○ 事業の実施により、農業用水の水質汚濁の改善、農用地の土壌汚染の改善、地盤沈下による農業用施設の機能低下の改善、流域開発等による湛水被害の改善等が図られたことから、事業の必要性が認められ、その効果も発現している。 ○ 他動的要因による農地や施設の機能回復を図ったことにより、生産性の向上、営農労力、維持管理費の節減及び災害防止が図られた。 ○ 事業を契機としてほ場整備が実施されるなど、農家の営農意欲が向上している事例や水田の汎用化が促進された事例もみられた。 ○ 水質汚濁の改善、ため池の改修、排水機場の新設等を実施したことにより、農業者のみならず、地域住民の生活環境の向上や地域における洪水被害の防止などが図られた。 ○ 事業の必要性、有効性及び効率性が確認されており、引き続き本事業の目的に即し事業を推進していくことが農業経営の安定や国土の保全等を図るために必要である。			
[第三者の意見] ○ 事業目的に応じた効果が発現し、事業実施による有効性が認められる。 ○ 水質汚濁対策については、清浄水による汚濁水の希釈だけではなく、植物を利用した水質改善も組み入れていくことが望ましい。 ○ 地盤沈下が進行している地区では、今後とも監視を継続するとともに、沈下原因の除去についても対策が図られるようにすることが望ましい。 ○ 事業の実施により農作物の湛水被害が軽減されるとともに、防災機能の向上による家屋や公共施設等の湛水被害の軽減などの地域社会への効果が認められる。			

農業農村整備事業等事後評価結果

事業名	海岸保全施設整備事業(農地)	対象地区数	1 地区
[評価結果] ○ 事業の実施により、高潮による浸水及び波浪による越波が防止され、農地、農業用施設及び地域住民への防護効果が発揮されている。 ○ 天端工（管理用道路兼用）の完成により、海岸の巡視や漂着ゴミの処理など海岸管理が容易になった。 ○ 事業により整備された施設については、海岸管理者が適切に管理している。			
[第三者の意見] ○ 事業目的に応じた効果が発現し、事業実施による有効性が認められる。			

農業農村整備事業等事後評価結果

事業名	海岸環境整備事業（農地）	対象地区数	3 地区
[評価結果] ○ 事業完了後、海岸の利用促進が図られている。 ○ 背後地にあるレクリエーション施設との相乗効果により島内外からの多くの人々が海水浴に訪れている。海水浴シーズン以外でも遊歩道を利用した散歩、ジョギング等が行われており地域の活性化が図られている。 ○ 事業の実施により、高潮及び津波による被害は発生しておらず、整備された海浜は地域住民の休養の場として効果を発現している。			
[第三者の意見] ○ 海岸及び砂浜の侵食の防止が図られるなどの効果が把握されていることから、事後評価結果は妥当と認められる。 ○ 事業の実施により高潮及び越波による被害は発生しておらず、整備された海浜は地域内外の休養の場として利用され、地域活性化にも資するなどの効果が認められる。			

農業農村整備事業等事後評価結果

事業名	草地畜産基盤整備事業	対象地区数	4 地区
[評価結果] ○ 事業の実施による自給飼料生産基盤等の整備に伴い、生乳需給バランスと調和した生乳生産や経営規模の拡大、さらには地域の畜産体系を支える担い手等の望ましい経営体の確保など、畜産経営の安定化や効率的な農作業体系が可能となったことから、事業効果の発現が認められる。 ○ 事業の実施により、自給飼料増産や経営の規模拡大が図られ、生産性の高い経営体が育成され、当該地域の畜産振興に寄与している。 ○ 事業の実施により、飼料基盤が拡大したことから、安定的飼料生産が可能となり、経営規模も拡大し、地域における中核的農家が育成された。 ○ 今後は、自給飼料の更なる増産等による飼料自給率の向上及び生産コストの低減に努めていくことが必要と考える。 ○ 規模拡大に伴う労働力不足を解消するため、一部の市町村で実施されているような農作業受託組織の育成、搾乳作業の省力化及び自動化施設の導入が必要と考える。			
[第三者の意見] ○ 事後評価結果は、妥当である。 ○ 草地基盤の整備が進んだことにより、地域における中核的農家の育成が図られるなどの効果が認められる。 ○ 各事業（地区）の目的に沿った項目ごとに評価結果を整理するなど、より適正かつわかりやすい評価方法とすること。 ○ 計画で見込んだ効果の発現や未発現の要因を十分検討できるよう、更に評価方法を検討することが必要である。			

農業農村整備事業等事後評価結果

事業名	畜産環境総合整備事業	対象地区数	4地区
[評価結果] ○ 事業の実施により、地域における家畜排せつ物に起因する環境問題が改善され、地域耕種農家との連携による有機物資源の利用促進が図られたことなど事業効果の発現が認められる。 ○ 事業の実施により、地域環境の汚染の防止、生産された良質堆肥の農地還元による地域資源のリサイクルシステムの構築及び地域農業の安定・生産性の向上が図られたことから、事業効果の発現が認められる。 ○ 事業の実施により、草地基盤に立脚した安定的な畜産経営の確立が図られるとともに、草地の多面的機能を活用した地域住民と都市住民との交流拠点の整備が行われたことにより、都市住民に対して畜産業への理解が深められるなどの事業効果の発現が認められる。			
[第三者の意見] ○ 事業の実施により家畜排せつ物が適正に処理され、畜産環境問題が解決されるとともに、耕種農家との連携による有機物資源（堆肥）の利用促進が図られるなどの効果が認められる。 ○ 事業の実施により草地基盤に立脚した安定的な畜産経営の確立が図られるとともに、都市住民との交流が促進されるなどの効果が認められる。			

(別添2)

農業農村整備事業等補助事業の完了後の評価 第三者委員会委員名簿

局 名	氏 名	専門分野	所 属
農村振興局 生産局	粕谷 俊明 北倉 公彦 長澤 徹明 中嶋 博	経 済 農業経済 農業土木 環 境	北海道経済連合会経済産業部次長 北海学園大学経済学部教授 北海道大学大学院農学研究院教授 北海道大学名誉教授
東北農政局	石川 敬義 小沢 互 佐藤 照男 千葉 悦子 藤崎 浩幸	経 済 農業経済 農村環境 農村社会 農業土木	(株)荘銀総合研究所理事長 山形大学農学部助教授 秋田県立大学生物資源科学部教授 福島大学行政政策学類教授 弘前大学農学生命科学部助教授
関東農政局	浅井 喜代治 安藤 光義 斉藤 秀生 堤マサエ 藤原 子 牧原 恒雄	農業土木 農業政策 環 境 社 会 学 水 環 境 農業土木	三重大学名誉教授 東京大学大学院農学生命科学研究科助教授 (財)自然環境研究センター主席研究員 山梨県立大学国際政策学部教授 NPO法人水のフォルム理事長 東京農業大学地域環境科学部教授
北陸農政局	青海 万里子 安藤 入子 小森 則幸 小森 雅裕 酒井 富夫 丸山 利輔 三沢 真一	消 費 者 地域振興 地方行政 農業経営 農業経済 農業土木 環 境	コープいしかわ副理事長 越前市食生活改善推進委員会会長 新潟県出雲崎町長 石川県立大学教授 富山大学極東地域研究センター教授 石川県立大学学長 新潟大学農学部教授
東海農政局	有本 信昭 坂口 千夏 月岡 存子 松井 真理子 山本 千夏	農業経済 マスコミ 農業工学 地域振興 環 境	岐阜大学地域科学部教授 中日新聞社碧南通信局局長 三重大学大学院生物資源学研究科教授 四日市大学総合政策学部教授 グラウンドワーク東海理事
近畿農政局	神澤 佳子 小林 圭介 小林 慎太郎 高島 進子 宮崎 猛	消費生活 環 境 農業土木 社 会 学 農業経済	(財)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 消費生活アドバイザー 滋賀県立大学名誉教授 京都大学大学院地球環境学堂教授 神戸女学院大学名誉教授 京都府立大学農学研究科教授
中国四国農政局	齋宮 正憲 宇佐見 晃一 永井 明博 中道 仁美 柊田 勲	経 済 農業経済 農業土木 農村社会 マスコミ	(社)中国地方総合研究センター常務理事 山口大学農学部教授 岡山大学大学院環境学研究科教授 愛媛大学農学部助教授 中国新聞社論説委員
九州農政局	秋吉 康弘 甲斐 諭 徳田 一徳 西橋 久美子	農業土木 農業経済 経 済 消 費 者	宮崎大学農学部地域農業システム学科教授 九州大学大学院農学研究院教授 (財)九州経済調査協会研究主査 熊本消費者懇話会会長
沖縄総合事務局	宜保 清一 幸喜 徳子 吉田 茂	農業土木 社 会 学 農業経済	琉球大学農学部教授 沖縄石油ガス(株)代表取締役専務 琉球大学名誉教授

(敬称略 五十音順)

(別添3)

問い合わせ先

(農林水産省)

TEL: 03 - 3502 - 8111 (代表)

事業名	事業主管課	担当者名
(評価担当)		
【農村振興局所管事業】		
・ かんがい排水事業 ・ 畑地帯総合整備事業 ・ 農村環境整備事業	水利整備課	渡邊、青木 (内線4882、4884)
・ ほ場整備事業 ・ 土地改良総合整備事業	農地整備課	葭井、松田 (内線4922、4923)
・ 畑地帯開発整備事業	農地整備課	長野、上條 (内線4915、4916)
・ 農道整備事業 ・ 農林漁業用揮発油税財源身替 農道整備事業	農地整備課	赤倉、親谷 (内線4933、4934)
・ 農業集落排水事業	地域整備課	緒方、三浦 (内線4958、4962)
・ 農村総合整備事業 ・ 農村振興整備事業	地域整備課	古賀、河原 (内線4952、4954)
・ 中山間総合整備事業	地域整備課	安原、今野 (内線4948、4947)
・ 農地防災事業	防 災 課	鎌田、山本 (内線4978、4979)
・ 農地保全事業	防 災 課	石井、竹山 (内線4984、4986)
・ 農村環境保全対策事業	防 災 課	石井、吉田 (内線4984、4985)
・ 海岸保全施設整備事業(農地) ・ 海岸環境整備事業(農地)	防 災 課	鎌田、我如古 (内線4978、4982)
【生産局所管事業】		
・ 草地畜産基盤整備事業 ・ 畜産環境総合整備事業	畜産振興課	浅沼、三ツ木 (内線3931、3932)
(担当窓口) 農村振興局	土地改良企画課	藪内、大山 (内線4709、4711)

(地方農政局等)

農政局等名	担 当 窓 口
東北農政局	農村計画部 土地改良管理課 022-221-6252 (直通)
関東農政局	農村計画部 土地改良管理課 048-740-0022 (直通)
北陸農政局	農村計画部 土地改良管理課 076-232-4532 (直通)
東海農政局	農村計画部 土地改良管理課 052-223-4621 (直通)
近畿農政局	農村計画部 土地改良管理課 075-414-9019 (直通)
中国四国農政局	農村計画部 土地改良管理課 086-224-9410 (直通)
九州農政局	農村計画部 土地改良管理課 096-353-7438 (直通)
沖縄総合事務局	農林水産部 土地改良課 098-866-0095 (直通)